

日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック
管理型歯科医師臨床研修プログラム

I. 研修プログラム概要

〔1〕 研修プログラムの名称：

日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック管理型プログラム

〔2〕 臨床研修施設

施設名：日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック

施設番号：130110

所在地：〒184-0011 東京都小金井市東町 4-44-19

電話番号：042-316-6211

〔3〕 研修プログラムの特色：

本プログラムは、歯科医師として習得するべく基本的な診療能力が習得できる。

当クリニックは、摂食嚥下機能障害の患者を中心とするが、一般の歯科治療も多く行われており、地域医療に基づいた在宅、施設、病院などへの訪問歯科診療も実施している。そのため、基本的な歯科診療能力に加え、より患者の基礎疾患や社会的背景を考慮した診療能力が習得できる。

〔4〕 臨床研修の目標：

卒前教育で習得した歯科診療に関する知識、技能および態度を臨床の場に結びつけ、患者中心の全人的医療を理解し、実施することで、歯科医師に求められる基本的診療能力（知識、技能および態度・習慣）を身に付けることを目標とする。また、医療面接、総合治療計画の立案、歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、基本的な歯科診療能力の取得や、地域医療に関する能力を身につけ、口腔機能低下症、口腔機能発達不全症、及び、摂食嚥下障害の診査・診断・治療に必要な知識の習得することを目標とする。

〔5〕 プログラム責任者の氏名：クリニック院長 菊谷 武

〔6〕 研修期間：1 年

〔7〕 開始時期：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

〔8〕 研修歯科医の指導体制

臨床研修責任者：クリニック院長 菊谷 武

〔9〕 協力型（Ⅱ）臨床研修施設

施設番号	施設名
050114	日本歯科大学附属病院
110108	医療法人社団 湧泉会 ひまわり歯科
200074	医療法人社団 敬崇会 猪原〔食べる〕総合歯科医療クリニック
230074	杏林大学医学部附属病院

- ・ 研修施設の選択は、研修歯科医が指導医と相談のうえ行う。
- ・ 研修施設の選択は上限 3 施設までとし、最低 1 施設は選択し、研修を行う。
- ・ 期間は、最低 5 日以上（合算上限 30 日）までとする。
- ・ 研修施設までの交通費は、基本的に実費とする。

〔10〕 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

募集定員：4 名

募集方法：公募

参考方法：面接及び筆記試験

採用の方法：歯科医師臨床研修マッチングシステムによる選考を行う。

II. 歯科医師臨床研修の概要とねらい

〔1〕 歯科医師臨床研修の概要・目標

患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身に付け、生涯研修の第一歩とすることを目標とする。

〔2〕 歯科医師臨床研修のねらい

- 1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2) 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3) 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4) 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5) 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6) 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 7) 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8) 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

III. 日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニックにおける研修のための概要

1. 日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック管理型研修プログラム
1年間を通じて当クリニックで研修を行う。その間、5-30 日間の協力型（II）における研修を行う。

【研修内容と特徴】

初診患者の対応（医療面接、急患対応）を行う。摂食嚥下機能障害への診療以外にも、保存系、補綴系、口腔外科、応急処置や、定期的なメンテナンスによる口腔健康管理を行う。また、診療録記載、技工指示書作成、処方箋作成、情報提供書等の作成を行う。

口腔機能を診ることができる専門の歯科で研修を行うことにより、地域医療をになうための専門制も含めた豊富で層の厚い指導歯科医からの指導、及び、地域連携に伴う多くの職種とのコミュニケーションが行えることが、管理型研修プログラムの特徴として挙げられる。

IV. 研修歯科医の処遇に関する事項

- 1) 常勤又は非常勤の別：常勤
- 2) 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項
 - 基本手当：195,400 円（2026 年度予定）
 - 時間外手当：無
 - 休日手当：無
 - 賞与：無
 - 勤務時間：9:00～18:00（休憩 1 時間）
 - 休日：水日祝日
 - ※ 協力型（II）臨床研修施設では、出向先の休日規定（週休 2 日）に準ずる。
 - 当直：無
 - 有給休暇：6 か月経過後 10 日間
 - 夏期休暇：有（5 日）
 - 年末年始休暇：有（12 月 28 日～1 月 04 日）
- 3) 時間外勤務及び当直に関する事項：無
- 4) 研修歯科医のための宿舎及び病院又は診療所内の室の有無：無
- 5) 社会保険・労働保険に関する事項
 - 公的医療保険：私立学校教職員共済法の適用
 - 公的年金保険：厚生年金の適用
 - 労働者災害補償保険：有
 - 雇用保険：有
- 6) 健康管理に関する事項
 - 健康診断：年 1 回
- 7) 歯科医師賠償責任保険に関する事項
 - 病院において加入する
 - 個人加入：任意
- 8) 外部の研修活動に関する事項
 - 学会、研究会等への参加：可
 - 学会、研究会等への参加費用支給：無
- 9) その他
 - アルバイトに関する方針：禁止とする

《研修プログラムに関する問い合わせ先》

日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック
研修管理委員会
住所：〒184-0011 東京都小金井市東町 4 丁目 44-19
連絡先：042-316-6211

V. 到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与
社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。
2. 利他的な態度
患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。
3. 人間性の尊重
患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。
4. 自らを高める姿勢
自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性
診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。
 - ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
 - ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
 - ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
 - ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
 - ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。
2. 歯科医療の質と安全管理
患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。
 - ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
 - ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
 - ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
 - ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
 - ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。
3. 医学知識と問題対応能力
最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。
 - ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。

- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。
- 4. 診療技能と患者ケア
臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。
 - ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
 - ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
 - ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
 - ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。
- 5. コミュニケーション能力
患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。
 - ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
 - ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
 - ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。
- 6. チーム医療の実践
医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。
 - ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
 - ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
 - ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。
- 7. 社会における歯科医療の実践
医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。
 - ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
 - ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
 - ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
 - ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
 - ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。
- 8. 科学的探究
医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。
 - ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
 - ② 科学研究方法を理解し、活用する。
 - ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。
- 9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

〈症例数：①～⑥を一連として5症例〉

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
〈研修内容：初診時医療面接、再診時医療面接など〉
- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
〈研修内容：口腔内診察、頭頸部診察、各種臨床検査の必要性の判断など〉
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
〈研修内容：エックス線検査、咬合検査、顎運動関連検査、咀嚼能力検査、歯周組織検査、歯髄電気診、口腔機能低下症の検査など〉
- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
〈研修内容：担当患者の診断に関する口頭試問、カンファレンスへの参加など〉
- ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
〈研修内容：治療計画に関するカンファレンス参加、プロトコール作成など〉
- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。
〈研修内容：患者への病状説明、インフォームド・コンセント、セカンドオピニオンへの理解、同意書の取得など〉

(2) 基本的臨床技能等

- ①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
〈研修内容：口腔衛生指導、フッ化物の塗布、PMTG、歯冠研磨など〉
〈症例数：20〉
- ②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - a. 歯の硬組織疾患
〈研修内容：う蝕処置、コンポジットレジン修復、インレー修復など〉
〈症例数：5〉
 - b. 歯髄疾患
〈研修内容：覆髄、抜髄、感染根管処置など〉

- ＜症例数：2＞
- c. 歯周病
- ＜研修内容：歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング、TBI、咬合調整、暫間固定）など＞
- ＜症例数：10＞
- d. 口腔外科疾患
- ＜研修内容：抜歯、消炎処置、切開、縫合など＞
- ＜症例数：4＞
- e. 歯質と歯の欠損
- ＜研修内容：歯冠補綴、欠損補綴など＞
- ＜症例数：2＞
- f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ＜研修内容：口腔機能発達不全症、口腔機能低下症、摂食嚥下機能障害の診断・訓練や摂食指導・管理など＞
- ＜症例数：15＞
- ③基本的な応急処置を実践する。
- ＜研修内容：急性症状、修復物脱離、義歯破損等への対応など＞
- ＜症例数：5＞
- ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ＜研修内容：バイタルサインの測定など＞
- ＜症例数：5＞
- ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ＜研修内容：診療録の記載、技工指示書、診療情報提供書の記載など＞
- ＜症例数：5＞
- ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。
- ＜研修内容：インシデントレポートの意義の説明、記載など＞
- ＜症例数：1＞

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ＜研修内容：セミナーへの参加、レポートの作成、全身疾患や服用薬剤に対する理解、お薬手帳の内容確認など＞
- ＜症例数：2＞
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ＜研修内容：関連医療機関との診療情報の共有など＞
- ＜症例数：2＞
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

＜研修内容：術前・中・後のバイタルサインの確認、全身管理計画の立案など＞

＜症例数：1＞

④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

＜研修内容：軟組織の損傷、誤飲・誤嚥、BLS の実施（シミュレータでも可）、バイタルサインの解釈、全身状態の評価など＞

＜症例数：1（BLS の実施や架空症例で実践）＞

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

＜研修内容：患者のライフステージに応じた総合診療計画の立案など＞

＜症例数：5＞

② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

＜研修内容：小児、成人、高齢者それぞれの治療の実践など＞

＜症例数：4＞

③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

＜研修内容：訪問歯科診療への同行、口腔衛生管理など＞

＜症例数：10＞

③ 障害を有する患者への対応を実践する。

＜研修内容：障害者歯科診療の体験など＞

＜症例数：1＞

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。

＜研修内容：歯科衛生士との協働など＞

＜症例数：1＞

② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

＜研修内容：技工指示書の作成と歯科技工士への依頼など＞

＜症例数：1＞

③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

＜研修内容：連携口腔ケア、NST への参加など＞

＜症例数：4＞

(2) 多職種連携、地域医療

① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

＜研修内容：地域包括支援センターのレクチャー、見学など＞

〈症例数：2（研修参加も含めて理解すること）〉

- ②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

〈研修内容：在宅歯科医療、地域歯科医療についてのレクチャー、見学など〉

〈症例数：2（研修参加も含めて理解すること）〉

- ③在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。

〈研修内容：連携口腔ケア、NST、高齢者福祉施設への訪問歯科などへの参加など〉

〈症例数：5〉

- ④訪問歯科診療の実施にあたり、患者の関わる医療、介護関係職種の役割を理解し、連携する。

〈研修内容：訪問歯科診療での医療・介護関係職種との連携など〉

〈症例数：10〉

- ⑦歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

〈研修内容：連携口腔ケア、NST、ICT、高齢者福祉施設への訪問歯科に参加など〉

〈症例数：5〉

(3) 地域保健

- ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

〈研修内容：セミナーへの参加、保健所での見学など〉

〈適宜セミナーや研修会に参加すること：1〉

- ②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

〈研修内容：セミナーへの参加、保健所での見学など〉

〈適宜セミナーや研修会に参加すること：1〉

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

〈研修内容：セミナーへの参加、関連法規の理解など〉

〈適宜セミナーや研修会に参加すること：1回〉

- ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。

〈研修内容：保険制度に関するセミナーへの参加、保険診療への参加、保険点数の算定など〉

〈適宜セミナーや研修会に参加すること：1回〉

- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

〈研修内容：セミナーへの参加、訪問歯科診療への参加、介護保険制度の理解など〉

〈適宜セミナーや研修会に参加すること：1回〉

【目標症例数】

必要症例数： 135 症例

目標症例数： 135 症例

必要症例数とは、研修歯科医が到達目標を達成して修了するために必要最低限の症例数のことである。

VI. 研修内容

1. 口腔リハビリテーションを必要とする患者の保存修復、歯内療法、補綴治療、歯周治療の歯科診療を実施するための知識、態度及び技能を身に付け、実践する。地域医療は、医療連携や歯科訪問診療が含まれる。

口腔リハビリテーションは、乳児期から老年期までの口腔機能管理の知識を研修する。

- ## 5. 基本診療研修

当クリニックで行う。

- ## 6. 選択研修

協力型（II）研修施設で、研修を行う。

- ## 7. セミナー、研修会

月に4回、09:30～10:30の時間帯で、当クリニック内での症例検討、論文抄読会や、クリニック内で周知すべき下記の項目の研修を行う。

- ・ 歯科治療上考慮すべき疾患や服薬
- ・ 地域包括ケアシステム
- ・ 保険診療に関する法規、制度
- ・ 医療安全・感染予防 など

別途、不定期であるが当クリニックが主催する他施設向けの研修会や、地域の病院や医師会、歯科医師会等が主催する研修会に任意で出席できる機会がある。

VII. 指導体制

日常の研修においては、担当責任者（研修管理委員会のメンバー）を中心に、臨床経験 5 年以上の教員が指導する。また、日常研修とは別に、指導歯科医を配属し、連絡体制を築くとともにメンターの役割も果たす。院内のスタッフである歯科衛生士、言語聴覚士、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー（MSW）も指導には協力する。

VIII. 臨床研修の評価

各レポート、行動目標の到達度の評価、及び、臨床歯科医としての適正の評価等で行う。
修了判定の評価基準を終了する。

修了判定を行う項目：日々の研修状況を観察記録、研修手帳、レポート、評価シートを用い、形成的評価をもとにした総括評価。

修了判定を行う基準：必要な症例数を満たし、総合評価（4段階評価）で3点以上習得していること。

レベル1：歯学部卒業時点で修得されているレベル（歯学教育モデル・コア・カリキュラムで示されているレベル）

レベル2：研修の中間地点で到達しているレベル

レベル3：研修修了時に到達しているレベル（研修到達目標）

レベル4：他者のモデルとなり得るレベル

IX. 臨床研修の中断及び再開

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行に基づき、研修管理委員会により評価し、対応する。

X. 臨床研修の修了認定

臨床研修を通じた休止期間の上限45日以内の研修歯科医で、臨床研修の評価を基に、研修管理委員会で各目標に達成したと判定された研修歯科医師に対して、病院長より研修修了証を交付する。